

アニマルウェルフェアに関する意見交換会(第5回)

議事次第

日時：令和7年7月16日(水) 15:00～

場所：農林水産省共用第5会議室(別007)

(オンライン併用)

1. 開会

2. 意見交換

- 事務局からの報告

：「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」

発出後の取組について

- 委員からの取組紹介

：近年のアニマルウェルフェアに関する取組に

ついて

- その他

3. 閉会

アニマルウェルフェアに関する意見交換会委員名簿

(令和7年7月)

【委員：28名】

飯島	洋一	全国酪農業協同組合連合会 総務部 部長
池戸	重信	一般財団法人消費科学センター 代表理事
石川	輝芳	株式会社しわひめスワイン 代表理事
奥村	正裕	北海道大学大学院獣医学研究院 教授
近藤	康二	公益社団法人中央畜産会 専務理事
齋藤	利弥	全国女性団体連絡協議会 事務局
佐々木	信弘	全国肉牛事業協同組合 理事長
佐藤	勸	全国農業協同組合連合会 畜産総合対策部 部長
佐藤	美行	群馬県農政部家畜防疫対策室 家畜防疫対策専門官
新村	毅	東京農工大学大学院農学研究院 教授
竹内	正博	株式会社イシイ 代表取締役社長
竹ノ井	伸光	株式会社ミヤチク 取締役
寺田	文典	元 東北大学大学院農学研究科 教授
信岡	誠治	元 東京農業大学農学部畜産学科 教授
菱沼	達郎	日本ハム株式会社 食肉事業本部 国内食肉第一事業部長
福田	英仁	茨城県農林水産部畜産課 課長
富士	聡子	オイシックス・ラ・大地株式会社 執行役員
町屋	奈	公益社団法人日本動物福祉協会 獣医師調査員
松尾	邦光	一般社団法人日本成鶏処理流通協会 会長
宮	真二	日本ケンタッキー・フライド・チキン株式会社 上席執行役員 商品本部 副部長 兼 品質保証部 部長
宮澤	正紀	ファントップバリ株式会社 戦略本部 副本部長 兼 環境推進室長
持田	慎吾	日本マクドナルド株式会社 コミュニケーション&CR 本部渉外部 マネージャー
森	佳光	キューピー株式会社 グループコミュニケーション担当 シニアアドバイザー
森川	尚孝	株式会社明治 調達本部 酪農部 部長
森田	満樹	一般社団法人Food Communication Compass 代表
八木	淳公	公益社団法人畜産技術協会 常務理事
米本	大介	ユープテリ生活協同組合連合会 生鮮調達畜産部 担当次長
米山	大介	株式会社ホクリヨウ 代表取締役社長

(五十音順、敬称略)

アニマルウェルフェアに関する意見交換会開催要領

1. 趣旨

令和3年6月3日に公表された「養鶏・鶏卵行政に関する検証委員会報告書」において、「今後の我が国におけるアニマルウェルフェアの推進に当たっては、最新の科学的知見、国際動向、流通・食品加工・外食・小売事業者の動向等の様々な要素も考慮した上で、より科学的・戦略的に対応していくべき。」との提言がなされた。

これを踏まえ、農林水産省は、同月15日に公表した農林水産省の改善策において、アニマルウェルフェアに関する最新の科学的知見や国際的動向を考慮した施策を推進するために把握した各種情報を共有し、アニマルウェルフェアに対する相互理解を深めるため、幅広い関係者による意見交換会を定期的を開催することとした。

このため、本開催要領によりアニマルウェルフェアに関する意見交換会（以下「意見交換会」という。）を開催することとし、以下のとおり必要事項を定める。

2 構成

- (1) 意見交換会は、以下の委員により構成するものとし、委員の数は30名以内とする。
 - ア 生産者
 - イ 食肉・食鳥処理場関係者
 - ウ 流通・外食関係者
 - エ 消費者団体関係者
 - オ 学識経験者
- (2) 臨時委員として、必要に応じ、専門的な立場から技術的な知見や意見を述べることができる有識者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (3) オブザーバーとして、農林水産省及び環境省をはじめとする関係省庁の職員の出席を求め、説明及び意見を聴取することができる。オブザーバーは、委員又は臨時委員から求めがあった場合に限り意見を述べることができる。

3. 委員等の選任

(1) 推薦方法

委員及び臨時委員の選任に当たっては、各候補者の所属団体等から推薦理由を確認できる文書の提出を求める。なお、同一団体からの推薦は1名までとする。

(2) 任期

委員の任期は、2年とする。ただし、任期途中の欠員に伴い選任された委員の任期は前任者の残余期間とする。

臨時委員及びオブザーバーの任期は、意見交換会の当日限りとする。

4. 運営

(1) 意見交換会は、委員のうち1人を互選等により座長として選出する。

(2) 座長は、議事を進行するものとする。

(3) 座長は、必要があると認めるときは、関係者に意見交換会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(4) 意見交換会は、非公開とする。

(5) 意見交換会の議事概要は、意見交換会終了後、出席委員の確認を得た上で公開する。

(6) この要領に定めるもののほか、意見交換会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

5. 事務局

意見交換会に関する庶務は、農林水産省畜産局畜産振興課が行う。

附則

この要領は、令和4年1月27日から施行する。